

宿泊療養証明書（酸素・医療提供ステーション）について

9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、発生届の対象外になった方（以下①～④に該当しない方）に対しては、療養証明書の発行は行いません。

（検査機関が発行した検査結果報告書、陽性者登録センターの結果通知メールなどをご活用ください。）

<発生届の対象となる方>

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方（※）
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬又は酸素投与が必要な方（※）
- ④ 妊婦の方

※ 入院の要否、重症化リスク及び治療の要否は医師の判断によります。

なお、酸素・医療提供ステーションで中和抗体薬療法を受けた方は、発生届の対象となります。

発生届の対象となった方（上記①～④に該当する方）については、原則として My HER-SYS の療養証明書をご活用いただきますようお願いいたします。

※ My HER-SYS で療養証明書が表示されるようになるまで数日程度かかることがあります。

【お問い合わせ先】

- 酸素・医療提供ステーションの宿泊療養証明書に関すること
東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 酸素・医療提供ステーション担当
電話：03-5320-5900 ※ 平日 9:00 - 17:00
- My HER-SYS の療養証明書や操作に関すること
厚生労働省 一般の方専用相談窓口
電話：03-5877-4805 ※ 平日 9:30 - 18:15